

令和7年度兵庫県クマ特別対策等事業捕獲計画書

令和7年10月

兵庫県環境部自然鳥獣共生課

1 目的

兵庫県では、令和4年及び令和5年はツキノワグマ（以下クマ）による人身被害件数はゼロ件であったが令和6年度は2件の人身被害が発生し、令和7年度においても5月に農作業中の人身被害が発生している。そこで鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地周辺でのクマ捕獲事業を実施することとなった。

本事業では、クマの分布拡大に伴い、新たにクマの生息域となった市町やクマの出没が頻発化すると見込まれる市町では、農業被害だけでなく造林地での被害も懸念されており農林業従事者を守るための確な捕獲活動を進めることとする。

2 生息状況及び被害状況

毎年度、兵庫県はクマの個体数推定を実施している。令和7年度当初のクマの推定生息数は下記表—1のとおりである。また過去5年間の人身被害件数は下記表—2のとおり。また農業被害については、令和6年度は秋のブナ科堅果類豊凶調査結果が14年ぶりの大凶作であったこともあり、梨や栗、ぶどう、柿の果樹園でクマによる食害が多発（被害金額R5：2,204千円、R6：14,159千円と増加）し、これら果樹園での有害捕獲許可発出件数が令和5年度に2件だったものが、令和6年度には43件と増加した。また持続的に狩猟を行う必要があると考えられる生息数800頭に対して兵庫県推定では達していないが、集落への出没リスクは依然として高いと考えられる。また果樹園での有害捕獲も行われており、農林業従事者がクマと遭遇するリスクも高いと考えられる。

捕獲状況については、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等を活用して、令和6年度に全県でクマ178頭（内捕殺107頭）を捕獲している。

被害防止計画は阪神間等都市部、淡路島の市町を除く32市町のうち20市町で策定済みか今年度改定により策定となっている。（兵庫県全41市町）

表—1 推定生息数と推定増加率

<兵庫県が属する地域個体群>

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値763頭 (95%信用区間で582頭～1,025頭)	中央値688頭 (95%信用区間で434頭～1,069頭)
推定増加率	中央値16.1% (95%信用区間で13.4～18.9%)	中央値14.8% (95%信用区間で11.2%～18.1%)

<兵庫県内の管理ユニット^{※4}>

区分	兵庫東中国ユニット	兵庫近畿北部ユニット
推定生息数	中央値483頭 (95%信用区間で356頭～657頭)	中央値221頭 (95%信用区間で127頭～356頭)
推定増加率	中央値16.4% (95%信用区間で13.0%～19.8%)	中央値12.6% (95%信用区間で6.2%～17.5%)

